



大船渡労基署ニュース

麗日の候 大船渡労働基準監督署 署長 渡辺 幸輝

麗かな春の陽気が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？年度替わりのこの時期はいろいろバタバタされる方もいらっしゃるかもしれませんが、私はこの時期、異動する職員に対し引継ぎを確実にを行うよう指示を出しています。引継ぎが不十分だと業務運営がうまくいかず、皆様方にご迷惑をお掛けすることにつながるからです。労働災害防止の面でも引継ぎはとても重要です。安全衛生担当者が交代する事業場におかれましては、労働災害防止活動が円滑にそして確実に引き継がれますようご配慮をお願いします。

また、生活に変化があるこの時期は特にメンタル不調が心配な時期でもあります。管理者の方々には、メンタル不調者が生じないように目配りも併せてお願いします。

気仙地域で働く方々が、いつまでも安全で、そして安心して働けるよう願っております。ご安全に！

ハラスメント対策を確認しましょう

職場におけるハラスメント対策が強化され、**パワーハラスメント対策が4月1日から事業主の義務**となります。「パワーハラスメント」とは、職場において行われる優越的な関係を背景とした業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により就業環境が害すること



の3つの要件を満たすものをいいます。

事業主は

事業主の方針等を明確化して周知すること 労働者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備すること 事後の迅速かつ速やかな対応をすること
に取り組まなければなりません。

パワーハラスメントは、されている人もそうですが、周囲の労働者にも嫌な思いをさせるものです。風通しの良い職場は労働者の定着率の向上にもつながりますので、積極的に取り組みましょう。対策の詳細などは、岩手労働局で事例集を作成していますので、「岩手労働局 ハラスメント防止対策対応事例集」で検索していただければと思います。また、「あかるい職場応援団」のホームページにも研修資料等が掲載されているので参考にしてください。

4月は「STOP 熱中症クールワークキャンペーン」の準備期間です

STOP!熱中症
クールワークキャンペーン

令和4年5月～9月

熱中症予防対策の徹底を図ろう

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約500人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP!熱中症_クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで(準備期間4月、重点取組期間令和4年7月)

4月 5月 6月 7月 8月 9月

準備期間 5/1 キャンペーン期間 重点取組期間 9/30

熱中症対策の取組方法は、「キャンペーン実施要綱」をご確認ください。

また、教育用教材として、厚生労働省が運営しているポータルサイト「学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツなどもご活用ください。

WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。	
作業計画の策定など	作業計画 をたてましょう。作業計画には、「新規入植者や休み明け労働者等に対する暑熱順化プログラム」「WBGT値に応じた十分な休憩時間の確保」「WBGT基準値を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項」「体調不良となった場合等を想定した計画」を含める必要があります。	
設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。	
教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。	
労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。	
緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

実施要綱の中で求められている内容は毎年少しずつ変わっていますが、令和4年度版では、「体調不良者への対応方法」「動画コンテンツの利用促進」「作業開始前に暑熱順化の不足等確認」等が強く追加・修正され、要綱の別表(WBGT基準値、着衣補正值)も大きく修正されています。



ポータルサイト「学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!職場における熱中症予防情報」

このほか、4月からはじまる主なもの

- ◆ 改正育児・介護休業法
- ◆ 改正個人情報保護法
- ◆ アーク溶接に係る改正特定化学物質障害予防規則の一部(測定、保護具、作業主任者など)
- ◆ 改正石綿障害予防規則の一部(工事開始前の事前調査結果の報告)
- ◆ 改正事務所衛生基準規則(室温基準：17度以上28度以下 18度以上28度以下)

労働災害の発生状況のお知らせ

3月上旬に大船渡市内で死亡労働災害が発生しました

<災害発生状況> 給油トラックで船への給油に出かけた被災者が帰社せず連絡も取れないため、同僚が給油場所へ確認に行ったところ、海に浮かんでいた被災者を発見し、その後、死亡が確認されました。（詳細は調査中ですが、船から埠頭路面に乗り移る際に、誤って船と岸壁の隙間から転落し、溺れたものと推測されます。）

今年も1人死亡労働災害が発生してしまいました。

船に関しては、「浮袋・救命胴衣等の備え付け」「歩板・昇降梯子等の適当な通行設備の設置」が必要となっています。また、通行設備の利用を徹底し、近道行動しないなどのヒューマンエラー対策も重要です。

仕事環境が違う場合においても同様に、命を守るために、「安全設備」「保護具」「近道行動などのヒューマンエラーの防止」「教育」など必要な安全対策を徹底し、安全な作業を進めていきましょう。

新年度のはじまりには十分な安全教育を

新年度が始まり、新入社員の入社、部署や係の変更・配置換え、立場の変更等、多くの方が新しい環境になっていると思います。これから末永い職業生活を進めるために、初めの段階である「今」、十分な安全衛生教育を行いましょう。

雇入時、作業内容変更時に必要な教育項目

- 一．有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 二．安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 三．作業手順に関する事。
- 四．作業開始時の点検に関する事。
- 五．当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- 六．整理、整頓とん及び清潔の保持に関する事。
- 七．事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- 八．前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

令和4年2月末現在速報値

休業見込4日以上労働災害の件数です

【業種】別					
	3年		前年同期比		
製造業	12	人	-	10	人
建設業	23	人	+	4	人 (+)
運輸交通業	10	人	+	4	人
林業	8	人	+	3	人 (+)
畜産水産業	4	人	+	1	人
商業	4	人	-	6	人
通信業	0	人	-	2	人
保健衛生業	9	人	+	1	人
接客娯楽業	0	人	-	4	人
その他業種	7	人	+	3	人 (+)
合計	77	人	-	6	人 (+)

令和3年統計は、令和4年3月末で確定予定です

【業種】別					
	4年		前年同期比		
製造業	5	人	-	3	人
建設業	3	人	-	3	人
運輸交通業	2	人	+	2	人
林業		人			人
畜産水産業		人			人
商業		人	-	2	人
通信業		人			人
保健衛生業	1	人	-	1	人
接客娯楽業	1	人	+	1	人
その他業種		人	-	2	人
合計	12	人	-	2	人

異動（転出）の挨拶

署長

渡辺幸輝

優秀な部下に恵まれ、そして、何より気仙地域の皆様方のご協力により、署長という重責を何とか果たすことができたのではないかと考えております。仕事では気仙の地を離れますが、観光等でまたお邪魔しますので、見かけたら是非声をかけてください。3年間ありがとうございました。

監督・安衛課長 芳賀雄輔

平成31年4月に大船渡に赴任してから3年間お世話になりました。気仙地域は気候も人柄も素晴らしく、また事業場の皆様の労務管理、労働災害防止に対する意識も高く、個人的に今まででも特に思い入れのある地域になりました。3年間本当にありがとうございました。

労災課長

志田正樹

大船渡監督署では、令和2年4月から2年間勤務しましたが、署管内の皆様のご厚意に感謝を申し上げます。引き続き労働行政の一翼を担う覚悟ですので、今後ともよろしく願い申し上げます。

監督・安衛課

須田悠斗

大船渡署から異動することとなりました。大船渡署では2年間勤務しましたが、コロナ禍で大船渡を楽しみきれなかったと思うのでまた遊びに来たいと思います。この2年はコロナ禍で大変な中、監督指導などにご協力いただきありがとうございました。